

対象16歳以上

※運転免許の有無は関係なし

自転車の交通違反に対し、自動車などと同様に反則金を納めるよう通告する、「交通反則通告制度」いわゆる「青切符」が適用されます。

自転車を利用される皆さんへ 2026年4月1日から自転車の違反に 「青切符」が導入!

- ❗ 対象となる行為は100種類以上
- ❗ 反則金額は原付バイクと同等

悪質・危険な違反が青切符の対象です! (一例)

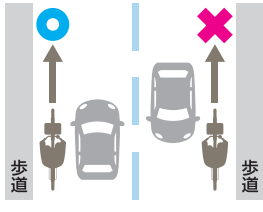
ただし、歩道は歩行者が優先です!

携帯電話使用等 (保持)



12,000円

通行区分違反 (右側通行等)

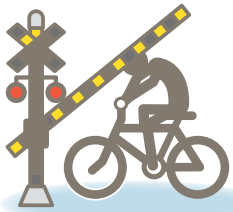


※1 車道が原則、左側を通行
6,000円

- ※1 自転車は車道通行が原則ですが、次のようなときは「普通自転車」は歩道を通ることができます。
- 道路標識や道路標示で歩道を通ることができる」とされているとき
- 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者又は一定の身体障がいのある方が運転するとき
- 車道又は交通の状況に照らして通行の安全を確保するために歩道通行がやむを得ないと認められるとき

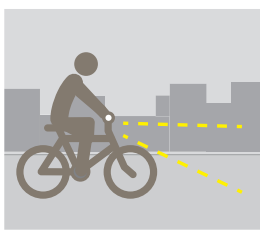


遮断踏切立入り



7,000円

無灯火



5,000円

軽車両乗車積載制限違反 (二人乗り等)



3,000円

並進禁止違反



3,000円

公安委員会遵守事項違反



傘差し運転

5,000円



イヤホン等の使用運転 ※2

5,000円

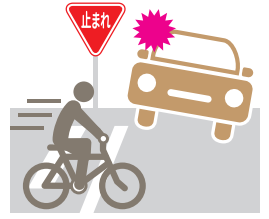
※2 安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえる場合を除きます。

信号無視 (赤色等)



6,000円

指定場所一時不停止等



5,000円